

## 第27回江戸川区農業委員会定例会 議事録

1. 開催日時 令和4年9月28日(水) 午前10時00分～

2. 開催場所 グリーンパレス 2階「高砂」

3. 出席委員 (11名)

会長	13番	岩楯 重治			
会長職務代理	12番	眞利子 隆			
委員	1番	橋本 智明	2番	村山 雅美	
	3番	芦田 正之	5番	大場 幸一	
	6番	石川 善一	7番	関口 賢一	
	8番	田島 勝	9番	田嶋 正剛	
	10番	山寄 一男			

4. 欠席委員 (2名)

4番 佐久間 梅吉 11番 松丸 直義

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

第2 議事

報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出の報告について

報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用のための権利移動届出の報告について

議案第1号 租税特別措置法第70条の6の規定による納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明願いについて

議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 関山 健二

主査 久保田 早苗

係長 小川 英彦

主任 宮下 知也

7. 会議の概要

議 長 おはようございます。残暑が厳しく、まだまだ暑い日が続いておりますが、彼岸花も咲き始め徐々に秋の気配を感じられる季節となりました。委員の皆様におかれましてはご多忙の中ご出席いただきありがとうございます。ただ今より第27回江戸川区農業委員会を開会します。なお本日、松丸委員さんと佐久間委員さんがご欠席とのご連絡をいただいております。

日程第1の議事録署名委員ですが、私からお願い申し上げますので、よろしく願いいたします。大場委員さんと石川委員さんに議事録署名委員をお願いいたします。

議 長 それでは、日程第2の議事に入ります。報告第1号をお願いいたします。

事務局 報告第1号（農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の報告について）について、専決により5件の書類を受理いたしました。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、委員会の時間短縮を目的として事前の議案書送付をもって、報告に代えさせていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

以上でございます。

議 長 報告第1号について、質問等ございませんか。

(質問、異議なし)

議 長 質問・意見等がないようですので了承いただきたいと思います。存じます。

議 長 次に、報告第2号をお願いします。

事務局 報告第2号（農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用のための権利移動届出の報告について）について、専決により2件の書類を受理いたしました。なお、本件につきましても、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事前の議案書送付をもって、報告に代えさせていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。以上でございます。

議 長 報告第2号について、質問等ございませんか。

(質問、異議なし)

議 長 質問・意見等がないようですので了承いただきたいと思います。存じます。

議 長 次に、議案第1号の審議をお願いします。

事務局 議案第1号（租税特別措置法第70条の6の規定による納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明願いについて）についてご審議

願います。概要及び経過を説明いたします。案件は3件ございます。

まず1番目の土地の所在地番ですが、議案書記載のとおり5筆あります。引き続き農業経営を行っている期間は平成31年1月7日～令和4年1月6日です。

2番目の土地の所在地番は、議案書記載のとおり9筆あります。引き続き農業を行っている期間は平成31年1月25日～令和4年1月24日です。

3番目の土地の所在地番は、議案書記載のとおり2筆あります。引き続き農業を行っている期間は平成31年1月31日～令和4年1月30日です。

以上でございます。

議 長

議案第1号の1について、私が確認を取ってございますので、報告を致します。

岩楯委員

9月5日に、事務局の久保田さん、宮下さんと●●さんの畑の現地確認に伺いました。現場確認当日は一部作付されてない部分もありましたが、農地はきれいに管理をされておりました。将来農地を管理できなかつた場合について心配されておられましたので、東京都農業会議や江戸川区に相談していただき、農的利用をしていくことで、生産緑地を維持していくことが可能であることを説明いたしました。農地として適切に管理されていたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

議案第1号の2について、山寄委員さんが確認を取ってございますので、報告をお願いします。

山寄委員

それでは報告いたします。9月5日に、事務局の久保田さん、宮下さんと●●さんの畑の現地確認に伺いました。

自宅の裏にあるパイプハウス2棟と、少し離れたところに鉄骨ハウス、パイプハウス、また、露地において野菜の栽培をされておりました。鉄骨ハウスでは、出荷後でありましたので、きれいに片づけられておりました。パイプハウスには、キュウリが作付けされておりました。また、秋用の大根の作付けをしていくとのことでした。露地野菜につきましては、冬瓜、落花生等の豆類、キャベツ、ブロッコリー等が作付けされておりました。野菜の販売先につきましては、市場出荷せず、すべて直売にて販売されておられます。お客さんにも非常に好評で、近所のボランティアさんにも手伝ってもらいながら直売所の運営をしているとのことでした。農地として適切に管理されていたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

議案第1号の3について、田島勝委員さんが確認を取ってございますので、報告をお願いします。

田島勝委員

それでは報告いたします。9月5日に、事務局の久保田さん、宮下さんと●●さんの畑の現地確認に伺いました。

すべて露地の畑になります。トマト、ナス、ネギなど多くの野菜を栽培されておりました。ほとんどが自家消費であり、一部野菜を施設に寄付したとのことでした。今

後の施設に寄付等できれば良いとのことでした。畑周りの雑草管理について今年は猛暑であったことから苦慮されているとのことでした。農地として適切に管理されていまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 地区担当委員さんの証言がございますので、証明書の発行をいたしたいと思いますが、質問・ご異議等ございませんか。

(質問、異議なし)

議 長 それでは、議案第1号について証明書の発行を承認することといたします。

議 長 次に、議案第2号の審議をお願いします。

事務局 議案第2号(生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて)についてご審議願います。

議案第2号の申請場所については、次ページ以降に地図と公図を載せております。以上でございます。

議 長 議案第2号について、芦田委員さんが確認を取ってございますので、報告をお願いします。

芦田委員 それでは報告させていただきます。9月5日に事務局の久保田さん、宮下さんと私とで●●さんの畑の確認をおこないました。●●さんが●●に亡くなられたということですが、畑はきれいに管理されている状態でした。区民農園や、都市農地貸借円滑化法を活用した賃借の可能性について検討はしてきたところではありますが、ご家族で相談された結果、主たる従事者についての証明願いの申請をされたとのことでした。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 地区担当委員さんの証言がございますので、証明書の発行をいたしたいと思いますが、質問・ご異議等ございませんか。

(質問、異議なし)

議 長 それでは、証明書の発行を承認することといたします。以上をもって、議事を終了いたします。